**平成２４年（フ）第３４４号**
福井県南条郡南越前町湯尾第86号５番地の５
債務者　金山　秀雄
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光照　良眞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午後４時20分
5　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１９８５号**
名古屋市北区東味鋺１丁目2401番地　名春中央病院、住民票上の住所名古屋市北区大曽根１丁目16番３号
債務者　西　　武司
法定代理人成年後見人　加藤　光康
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　一樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２０７０号**
愛知県春日井市妙慶町143番地４、従前の住所名古屋市守山区瀬古東１丁目1713番地　サンパーク幸心404号
債務者　内山　秀樹
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西森由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２０７１号**
愛知県春日井市妙慶町143番地４、従前の住所名古屋市守山区瀬古東１丁目1713番地　サンパーク幸心404号
債務者　内山　昌代
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西森由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１９６号**
長崎県佐世保市江永町640番地
債務者　溝上　和正
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　英博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２４年（フ）第３４２号**
福井市グリーンハイツ８丁目104、住民票上の住所福井市朝宮町第５号11番地１
債務者　九住ヨシ子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田外来彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３０１号**
長崎県長崎市大宮町９―11　アーバン大宮102号室、住民票上の住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷267番地２―202号
債務者　山本　洋子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　久嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１８２号**
北海道小樽市富岡１丁目27番22号
債務者　鍵谷　コト
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　晃広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２４年（フ）第１０８０号**
大阪府羽曳野市南恵我之荘７丁目６番４号
債務者　渡邉　博行
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１１１２号**
大阪府松原市天美南３丁目14番24号
債務者　清水　末子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第４７２号**
兵庫県姫路市広峰２丁目５番６―402号　長田コーポ
債務者　小椋　英高
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第４８２号**
兵庫県姫路市白浜町神田２丁目47番地　コンパスローズ白浜104号、従前の住所兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北１丁目64番地２　ドミール101―502
債務者　宮原　　優
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第４９０号**
兵庫県姫路市白浜町甲221番地１　県営姫路白浜住宅２号棟208号
債務者　辻　　智子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第３５２号**
奈良県磯城郡三宅町大字伴堂483番地
債務者　戸敷　明美
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第３６８号**
奈良県天理市櫟本町2803番地60
債務者　宗貞　利江
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第３５７号**
高知市福井町547番地
債務者　松岡　静代
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第３５９号**
高知市旭町３丁目108番地１　ハッピー旭２号館101
債務者　吉岡　英子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
高知地方裁判所破産係